

令和2年5月25日

保護者 様

羽生市立手子林小学校  
校長 榊原 久子

臨時休業後の教育活動の再開等について（お知らせ）

このたび、羽生市教育委員会より、標記の件について、別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、下記の通り本校の教育活動を再開いたします。子どもたちが生活リズムを一日も早く取り戻し、円滑に学校の再開ができますようご理解ご協力をお願いいたします。

記

- 1 再開日 令和2年6月1日（月）より  
※分散登校は実施せず、通常通りの通学班による登校
- 2 感染症対策について
  - (1) 「健康記録カード」の毎朝の提出  
※毎日の検温・健康観察等を実施記録し、毎朝学校に提出してください。
  - (2) 発熱（37.0度以上の場合）、咳等の風邪の症状がある、倦怠感がある場合等、お子さんが体調不良の場合は、登校を控えてください。
  - (3) マスクを着用させて登校させてください。  
※マスクを置く際の、清潔な布やビニール袋を持たせてください。
  - (4) 教室における3つの密を徹底的に避けます。（別添写し参照）
- 3 教育活動再開後の学校給食について
  - (1) 6月1日（月）から提供します。
  - (2) 配食・喫食にあたっては、十分な感染対策をします。（別添写し参照）
- 4 臨時休業分の課業日の振替措置について
  - (1) 第1学期を令和2年8月7日（金）までとします。
  - (2) 第2学期を令和2年8月24日（月）からとします。

## 5 3の措置に伴う学校給食の提供について

- (1) 第1学期は、8月5日(水)まで提供します。
- (2) 第2学期は、8月26日(水)から提供します。
- (3) 追加分の給食費については、別途徴収します。

## 6 授業の遅れに対する学習の保障について

未指導分は、年間指導計画の中の余剰の時間で実施します。余剰の時間が不足する場合は、①時間割の工夫、②学校行事の削減等に対応します。

その際、決まった指導時数の確保自体を目的にはせずに、学習の質を維持しつつ、学習指導要領に示された「2 内容」をもとに単元を精選するなどして対応します。

## 7 児童の心のケアについて

「学校だより5月号」に記載しましたが、お子さんの心身の健康相談はいつでも受け付けます。ご相談ください。

## 8 その他

- (1) 学校では、感染症対策に万全を期してまいります。各ご家庭でのお子さんの入念な「健康観察」や「行動の自粛」、「新しい行動様式」を取り入れた生活等、安全な学校生活のためにご協力をお願いします。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関連した SNS への投稿などによる誹謗中傷などが昨今散見されます。これらのことは、学校でも指導しますが、ご家庭でも注意喚起をお願いします。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点を踏まえて、国や県の動向から、今後上記の点(1～7)を急遽、変更することがありますのでご了承ください。